

工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1① 工事番号 第2348010001号

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「△」「×」「該当なし」で、d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック)			
1. 施工体制	I. 施工体制 一般	a, b, c, d	総合判定 C 75%	△	1. 施工計画書が工事着手前に提出された。			
				△	2. 施工計画書の記載内容と現場の施工体制等が一致していた。	H . . . H . . . H . . .		
				△	3. 「施工体制台帳の写し」を郡山市(郡山市上下水道局)元請・下請関係適正化指導要綱に示す期限内に提出し、提出された「施工体制台帳の写し」には「下請契約書の写し」及び「再下請通知書」が添付されていた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の7 建設業法施行規則第14条の2~7 入札契約適正化法第13条 元下要綱第10	H . . . H . . . H . . .	
				△	4. 提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられていた。	H . . . H . . . H . . .		
				△	5. 「建設業許可」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」及び「労災保険加入」の標識が現場に掲示されていた。	建設業法第40条、建退共制度、入札契約適正化指針4(4)ハ、労働者災害補償保険法施行規則第49条	H . . . H . . . H . . .	
				○	6. 「施工体系図」または「元請・下請関係者一覧表」が整備され、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げられていた。	建設業法第24条の7 入札契約適正化法第13条 元下要綱第10	H . . . H . . . H . . .	
				○	7. 元請人は下請施工分の完成検査を実施していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の4 元下要綱第5	H . . . H . . . H . . .	
				○	8. 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われていた。	入札契約適正化指針4(4)ハ	H . . . H . . . H . . .	
				該当なし	9. 現場代理人の常駐義務緩和では、承認に当たって付した条件を満足していた。	現場代理人の常駐義務の緩和措置	H . . . H . . . H . . .	
				d判定	—	10. 施工計画書が工事着手前に提出されなかった。1が×である。		
				d判定	—	11. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。		
				e判定	—	12. 「評価対象項目」のうち、3, 7のいずれかが×である。		
				e判定	—	13. 施工体系図に記載のない業者が作業していた。【法令遵守該当項目】	建設業法第24条の7 入札契約適正化法第13条 元下要綱第10	H . . . H . . . H . . .
				e判定	—	14. 施工体制台帳(下請通知書)及び施工体系図(元請・下請関係者一覧表)に記載されている監理(主任)技術者が本人でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 元下要綱第10	H . . . H . . . H . . .
				e判定	—	15. 元請人が下請工事の施工に実質的に関与していなかった。(一括下請)【法令遵守該当項目】	建設業法第22条 入札契約適正化法第12条 元下要綱第3 工事請負契約約款第6条	H . . . H . . . H . . .
				e判定	—	16. 施工体制に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。		

※「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

6 / 8 =75%

該当項目が90%以上
a(施工体制が適切である)
該当項目が80%以上~90%未満
b(施工体制がほぼ適切である)
該当項目が60%以上~80%未満
c(他の事項に該当しない)
該当項目が60%未満 又は
d判定項目に該当する場合
d(施工体制がやや不備である)
e判定項目に該当する場合
e(施工体制が不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合
c評価以下とする。

工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1② 工事番号 第2348010001号

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「△」「×」「該当なし」で、d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック)				
1. 施工体制	Ⅱ. 現場代理人及び配置技術者 総合判定 C	a, b, c, d 判定 c 78%	△	1. 施工計画書に配置技術者等に関する具体的な内容が記載されていた。					
			△	2. 現場代理人は、作業主任者を選任し、配置されていた。	労働安全衛生法第14条	H . . .	H . . .	H . . .	
			△	3. 共通仕様書の定めにより、現場代理人は名札と腕章を、監理技術者・主任技術者(下請負者含む)・専任の専門技術者は名札を付けていた。		H . . .	H . . .	H . . .	
			△	4. 現場代理人は、工事全体の把握ができていた。		H . . .	H . . .	H . . .	
			△	5. 契約書、設計図書、指針等を良く理解して工事を行っていた。		H . . .	H . . .	H . . .	
			△	6. 現場代理人は、下請の施工体制、施工状況を良く把握して作業員等を指導していた。		H . . .	H . . .	H . . .	
			○	7. 主任技術者又は監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めていた。					
			○	8. 現場代理人は、監督員との連絡調整を書面で行っていた。					
			○	9. 施工にあたり、書面により創意工夫又は提案を行って工事を進めていた。					
			○	10. 作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めていた。		H . . .	H . . .	H . . .	
			○	11. 書類の整理及び資料の整理が適切に行われていた。					
			-	d判定	12. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。				
			-	e判定	13. 現場代理人が実質的に常駐していなかった。【法令遵守該当項目】	契約約款第10条	H . . .	H . . .	H . . .
			-		14. 主任技術者又は監理技術者が専任されていなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条 契約約款第10条	H . . .	H . . .	H . . .
			-		15. 主任技術者及び監理技術者は、所属建設会社との恒常的な雇用関係(入札申込日以前に3ヶ月以上)になかった。【法令遵守該当項目】	監理技術者制度運用マニュアル二-四(3)	H . . .	H . . .	H . . .
-		16. 監理技術者が所持しなければならない監理技術者証及び監理技術者講習終了証の当該資格、有効期限が適切でなかった。【法令遵守該当項目】	建設業法第26条	H . . .	H . . .	H . . .			
-		17. 専門技術者が配置されていなかった。※専門技術者の必要のない工事は対象外【法令遵守該当項目】	建設業法第26条の2 契約約款第10条	H . . .	H . . .	H . . .			
-		18. 現場代理人及び配置技術者の工事に対する理解度及び施工管理能力が低く、監督員の指導を必要とした。							
-		19. 現場代理人等の技術者配置に不備があり、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。							

口頭改善で改善したもの △
口頭改善されなかったもの ×
不備があったもの ×

該当項目が90%以上
a(技術者が適切に配置されている)
該当項目が80%以上~90%未満
b(技術者がほぼ適切に配置されている)
該当項目が60%以上~80%未満
c(他の事項に該当しない)
該当項目が60%未満 又は
d判定項目に該当がある場合
d(技術者の配置がやや不備である)
e判定項目に該当がある場合
e(技術者の配置が不備である)

※評価対象項目数が2項目以下の場合は
c 評価以下とする。

8.6 / 11 = 78%

※「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1③ 工事番号 第2348010001号

(第1評定者)

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「△」「×」「該当なし」で、d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック)			
2.施工状況	I. 施工管理 総合判定 C	a, b, c, d 判定 c 77%	△	1. 工事請負契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、書面による手続きを行っていた。				
			△	2. 施工計画書は、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていた。				
			△	3. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に管理されていた。				
			△	4. 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含めて提出していた。				
			△	5. 工事材料の資料の整理及び確認がなされ、適正に管理されていた。	H . . .	H . . .	H . . .	
			△	6. 工事材料の品質に影響がないよう保管していた。	H . . .	H . . .	H . . .	
			△	7. 工事記録(日報、工事記録写真等)の整備が適時、的確になされていた。				
			○	8. 段階確認の手続きが事前になされると共に、確認時期の設定が適切であった。				
			○	9. 出来形管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。				
			○	10. 品質管理が設計図書及び施工計画書に基づき適時、的確に行われていた。				
			○	11. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書が提出されていた。				
			○	12. 現場内での資材・機材・仮設物等の整理整頓が日常的になされていた。	H . . .	H . . .	H . . .	
					d判定	-	13. 監督員からの指示等に適切な対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。	
					e判定	-	14. 定められた工事材料の検査義務を怠り、監督員の指摘により破壊検査を行った。	
						-	15. 監督員の承諾を受けた工事材料と違う材料が現場で使用されていた。	
						-	16. 監督員からの指示等に適切な対応がなされず、監督員が文書(改造や改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。	

該当項目が90%以上
 a(施工管理が適切である)
 該当項目が80%以上~90%未満
 b(ほぼ適切である)
該当項目が60%以上~80%未満
 c(他の事項に該当しない)
 該当項目が60%未満 又は
 d判定項目に該当がある場合
 d(施工管理がやや不備である)
 e判定項目に該当がある場合
 e(施工管理が不備である)
 ※評価対象項目数が2項目以下の場合
 c 評価以下とする。

口頭改善で改善したもの △
 口頭改善されなかったもの ×
 不備があったもの ×

9.2 / 12 = 77%

※「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1④ 工事番号 第2348010001号

(第1評定者)

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「△」「×」「該当なし」で、d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック)		
2.施工状況	Ⅱ. 工程管理	a, b, c, d	△	1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成していた。また現場事務所での工程管理が、工程表やパソコン等を用いて日常的に把握されていた。	H . . .	H . . .	H . . .
			△	2. 工程の管理について監督員との協議が密になされ、かつ記録が整備されていた。			
			△	3. フォローアップ等を定期的を実施して工程の管理を行っており、その記録が整備されていた。			
	総合判定	判定	△	4. 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、施工の停滞が見られなかった。			
			○	5. 工事内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更工程表が提出されていた。			
			○	6. 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程への影響を最小限としていた。			
			-	7. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。			
			-	8. 請負者の責めにより工期内に工事を完成させなかった。			
			-	9. 自主的な工程管理がなされず、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。			
		73%					
		d判定					
		e判定					

該当項目が90%以上
 a(工程管理が特に優れている)
 該当項目が80%以上～90%未満
 b(工程管理が優れている)
 該当項目が60%以上～80%未満
 c(他の事項に該当しない)
 該当項目が60%未満 又は
 d判定項目に該当がある場合
 d(工程管理がやや不備である)
 e判定項目に該当がある場合
 e(工程管理が不備である)
 ※評価対象項目数が2項目以下の場合は
 c 評価以下とする。

※別紙-5「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

4.4 / 6 = 73%

口頭改善で改善したもの △
 口頭改善されなかったもの ×
 不備があったもの ×

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1⑤ 工事番号 第2348010001号

(第1評定者)

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「△」「×」「該当なし」で、d,e判定を「-」「該当」から選択)	関係法令	確認日 (プロセスチェック)			
2.施工状況	Ⅲ. 安全対策	a, b, c, d	△	1. 施工計画書では安全管理に関し、作業主任者・作業指揮者・有資格者・誘導員・監視員を選任し、指揮命令系統について具体的に記載されていた。				
			△	2. 安全教育・訓練等を半日/月以上適時、的確に実施し、記録が整備されていた。				
			×	3. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されていた。				
			△	4. 社内パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されていた。				
			○	5. 日々の安全パトロール、TBM、KY等を実施し、記録が整備されていた。				
			○	6. 過積載防止に取り組む姿勢が見られた。	道路交通法	H . . .	H . . .	H . . .
			×	7. 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されていた。				
			○	8. 交通誘導員は、共通仕様書に示す資格を持っている者を配置していた。				
			△	9. 工事現場における工事看板・標識・保安施設等の設置・管理が的確でありよく整備されていた。				
			△	10. 地下埋設物に関する設計図書の内容を把握すると共に、地下埋設物が予想される場所で、埋設物の有無について道路管理者、埋設物管理者に対して確認が行われていた。				
	○	11. 架空線等に関する事故防止策に取り組んでいた。						
	○	12. 異常気象時に安全パトロールを速やかに実施するなど対応が十分とられていた。						
	○	13. 始業時前の切土法面の点検を実施していた。						
	○	14. 道路作業上での歩行者、車両等の誘導を適切に行っていることが確認できた。		H . . .	H . . .	H . . .		
	○	15. 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置が実施されていた。						
	○	16. 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていた。						
	○	17. 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されていた。						
	○	18. 路肩、のり肩等危険な場所での作業の有無及び建設機械と人の同時作業の有無を事前に把握して、立入禁止箇所の特定・立入禁止措置を行い、誘導員・監視員を配備していた。						
	○	19. 工事期間を通じて、当該現場に労働災害及び公衆災害を発生させなかった。						
	-	d判定	20. 現場の安全対策について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。					
	-	e判定	21. 入札参加資格制限措置を受けるなど、安全対策の不備により重大な事故等を生じた。					
	-		22. 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。					
	-		23. 現場の安全対策について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。					

該当項目が90%以上
a(安全対策を適切に行った)
該当項目が80%以上～90%未満
b(安全対策をほぼ適切に行った)
該当項目が60%以上～80%未満
c(他の事項に該当しない)
該当項目が60%未満 又は
d判定項目に該当がある場合
d(安全対策がやや不備であった)
e判定項目に該当がある場合
e(安全対策が不備であった)
※評価対象項目数が2項目以下の場合
c 評価以下とする。

△ 口頭改善で改善したもの
× 口頭改善されなかったもの
× 不備があったもの

※「施工プロセス」のチェックリストを兼ねる。

15 / 19 =79%

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1⑥ 工事番号 第2348010001号

(第1評定者)

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c,d判定を「○」「△」「×」「該当なし」で、d,e判定を「-」「該当」から選択)	
2.施工状況	IV. 対外関係 c 総合判定	a, b, c, d c 判定	○	1. 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整して工事を停滞させなかった。
			×	2. 工事施工にあたり、地元との適切な調整を行っていた。
			○	3. 地域住民の意向又は要望をとりまとめ、監督員と協議・調整した記録があった。
			×	4. 隣接工事又は、施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行って工事全体の円滑な進捗に寄与していた。
			○	5. 現場内の作業で、近隣住民に迷惑をかける行為がなかった。
			○	6. 工事の目的及び内容が工事看板等により地域住民や通行者等にわかりやすく周知されていた。
			○	7. 苦情があった場合、的確に対応して良好な対外関係が築かれた。
			-	8. 請負者の対応に対する苦情が多い。または対応が悪くトラブルに発展した。
			-	9. 対外関係について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行い、改善された。
			-	10. 関連工事との調整に適切さを欠き、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。
			-	11. 対外関係について、監督員が文書(改善を指示する内容の指示書や工事打合せ簿の指示)により改善指示を行ったが、改善されなかった。
<p>該当項目が90%以上 a(対外関係が適切であった)</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満 b(対外関係がほぼ適切であった)</p> <p>該当項目が60%以上～80%未満 c(他の事項に該当しない)</p> <p>該当項目が60%未満 又は d判定項目に該当がある場合 d(対外関係がやや不備であった)</p> <p>e判定項目に該当がある場合 e(対外関係が不備であった)</p> <p>※評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価以下とする。</p>			<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">5 / 7 = 71%</p>	

口頭改善で改善したもの △
 口頭改善されなかったもの ×
 不備があったもの ×

工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1⑩ 工事番号 第2348010001号

営繕用(電気通信)

(第1評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定に「○」「×」「-」、d,e判定に「-」「該当」から選択)				
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	a, b, c 判定 c	○	1. 設計図書に基づく出来形値が適切にまとめられており、確認できる。		a: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が良好で、左記の4項目以上に該当するもの。 b: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、左記の2項目以上に該当するもの。 c: 出来形の形状寸法及び機材(部材)の設置状態が適切で、a及びbに該当しないもの。	
			×	2. 出来形管理に創意工夫がある。			
			×	3. 自社の管理目標値を設定して、適切に管理している。			
		×	4. 「工事写真の撮影要領」に基づき写真管理が適切であり、不可視部分の出来形も写真で的確に判断できる。				
		-	5. その他(理由:)				
	総合判定 C	1	※配線・支持材、機器の納まり等について審査する。 ↓ d, e評価				
			-	d. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行い、改善された。			
			-	e. 出来形が不明確で契約約款17条1項による監督員の修補の指示を行ったが、改善されなかった。			
			-	e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。			
			-	e. 契約約款17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。			

別紙-1⑩

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目 (a,b,c判定に「○」「×」「-」、d,e判定に「-」「該当」から選択)			
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	a, b, c 判定 c	(機材)			6項目以上が該当・・・a 4項目以上が該当・・・b 2項目以上が該当・・・c 1項目以下……………d
			○	1. 機材の品質及び形状が、設計図書等に適合する証明書が設備されている。		
			×	2. 製造者による試験が的確に行われ、設計図書等に適合する証明書が整備されている。		
			(施工)			
			○	3. 品質計画による品質管理記録が整備されている。		
		○	4. 施工品質及び形状が適切で良好な施工である。			
		×	5. 施工完了時の試験及び記録が適切である。			
		×	6. 機能の適切性が確認できる、試運転等の記録が設備されている。			
		×	7. 不可視部分の写真記録が適切である。			
		-	8. その他(理由:)			
	-	9. その他(理由:)				
	d, e 判定 -	3	↓ d,e評価			
			-	d. 品質管理項目が不十分で要求品質の確保が不明確である。		
			-	d. 部位に不適切な材料を使用している。		
			-	d. 品質管理が不良で監督員による修補の指示を行い、改善された。		
-			e. 品質管理が不良で監督員による修補の指示を行ったが、改善されなかった。			
-	e. 契約書17条2項もしくは3項に基づき破壊検査を行った。					

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1⑭ 工事番号 第2348010001号

当繕用(電気・通信)

(第1評定者)

考査項目	細別	創意工夫キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)		
5.創意工夫 【軽微なもの】	I.創意工夫 キーワード評価	[準備・後片づけ関係]		
		1. 測量・位置出しにおける工夫		
		2. 現場調査方法の工夫		
				3. その他 (理由: _____)
				[施工関係]
				4. 機械・器具類の選定に関する工夫
				5. 機器類の設計に関する工夫
				6. システムの設計に関する工夫
				7. 機器・器具類の配置・取まりに関する工夫
				8. 配管・ダクト等の配置・取まりに関する工夫
				9. 施工に伴う器具・工具・装置・運搬・搬入・施工機械等の工夫
				10. 電気工事の配線・配管等での工夫
				11. 土工・仮設等の計画及び施工の工夫
				12. 設備の安全性の向上に関する工夫
				13. その他 (理由: _____)
				[品質関係]
				14. 機器類・材料等に対する品質確保のための工夫
				15. 試運転調整及び試運転に当たっての工夫
				16. システムとしての性能を確保するための工夫
				17. その他 (理由: _____)
				[安全衛生関係]
				18. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)
				19. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
				20. 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫
				21. 有毒ガス・可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
				22. 使用者、一般市民への事故防止及び生活確保等のための工夫
				23. 苦渋作業等の作業環境低減等の工夫
				24. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
				25. その他 (理由: _____)
				[施工管理関係]
				26. 施工計画書・写真管理等の工夫
				27. 中間段階における検査・施工状態の確認における工夫
				28. 各種検査に対する工夫
				29. 竣工図書類の工夫(計測データ・集計・取り扱い説明書管理図書の工夫など)
				30. 施工管理ソフト等の活用
				31. 施工合理化技術(※6)を活用した施工管理の工夫
				32. その他 (理由: _____)
				[改修関係]
				33. 利用並行改修における工夫
		34. 既存部分との調整に関する工夫		
		35. その他 (理由: _____)		
		[その他]		
		36. 電子納品を実施した。		
		37. 週休2日促進モデル工事の実施 (達成状況 ⇒ 4週8休(2点)、4週7休(1点)、受注者希望型で4週6休(1点)、発注者指定型で4週6休未満(-1点))		
		38. 建設キャリアアップシステムの活用 (達成状況 ⇒ 実施基準全てを満足(2点))		
		39. その他 (理由: _____)		
	評価点	0点 ※評価内容により、必ず評価点を選択すること。		
<ul style="list-style-type: none"> ・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加減点は+5点～-1点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。 ・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大2点までの点数を与えてもよい。 		記述評価 【創意工夫の詳細評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述		

※1. 創意工夫においては「4. 高度な技術力」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点、抽出記載する。

※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。

※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に、ささいな工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。

※4. キーワードの評価(選定)及び詳細評価は、第2評定者との合議をもって記述する。

※5. 評定は請負業者より報告、もしくは提案のあったものを検討する。

※6. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。

※7. [準備・後片づけ関係]、[施工関係]、[品質関係]、[安全衛生関係]の項目で、施工合理化技術を活用して効果があった場合には、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。

さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、[その他]の項目に追加で加点できる。

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-1⑩ 工事番号 第2348010001号

(第1評定者)

考査項目	細別	環境保全キーワード一覧表(該当項目の「○」を選択)	
6.環境対策	環境対策	■現場環境関係	
		-	1. 現場内のゴミの分別や減量化、アイドリングストップの励行等地球環境への配慮を行っていた。
		-	2. 使用機械・車両等で、設計図書で指定した以外にも低騒音、排ガス対策機械を使用していた。
		-	3. その他(理由: _____)
		■周辺環境関係	
		-	4. 現場事務所や作業現場を周辺地域の景観に合わせる等、周辺地域との調和を図っていた。
		-	5. 在来種を採用していた。(設計図書で計上しているものは対象外)
		-	6. 周辺住民等に対する騒音や振動の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
		-	7. 周辺住民等に対する粉塵や悪臭の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
		-	8. 周辺水環境(河川・湖沼・海洋)に対する水質汚濁の防止に配慮をしていた。(設計図書で計上しているものは対象外)
		-	9. その他(理由: _____)
		■その他	
		-	10. その他(理由: _____)
		-	11. その他(理由: _____)
-	12. その他(理由: _____)		
評価点	0	点	※評価内容により、必ず評価点を選択すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・特に評価すべき環境対策事例を加点評価する。 ・加点は+5点～0点の範囲とする。 ・該当キーワード数の数と重みを勘案して評点とする。 ・1項目1点を目安とするが、内容によっては最大3点までの点数を与えてもよい。 			記述評価 【環境対策の概略評価】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2① 工事番号 第2348010001号

(第2評定者)

考査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)	
2.施工状況	I. 施工管理	a, b, c, d, e	○	1. 施工計画書に、所定の項目が記載されていた。
			○	2. 社内検査員の資格(身分及び経歴)が適正であった。かつ、社内検査員に関する資料が書面で提出されていた。
			○	3. 社内検査は、出来高、品質及び写真管理等工事全般にわたり適切に実施していた。
			○	4. 工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されていた。
			○	5. 製品見本又は工事記録写真等工事の関係書類及び資料が良く整理されていた。
			○	6. 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられた。
			×	7. 建設廃棄物の処理及びリサイクルへの取り組みが適切になされていた。
			×	8. 建設業退職金共済証紙の配布を受払い簿により適切に管理(又はその他の共済加入状況を把握)していた。
			○	9. 現場のイメージアップに取り組んでいた。
		該当なし	10. その他(理由:)	
		該当なし	11. その他(理由:)	
		該当なし	12. その他(理由:)	
該当項目が90%以上 a(施工管理が優れている) 該当項目が80%以上～90%未満 b(施工管理がやや優れている) 該当項目が60%以上～80%未満 c(他の事項に該当しない) 該当項目が60%以上～30%未満 d(施工管理がやや不備である) 該当項目が30%未満 e(施工管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 はc評価以下とする。			7 / 9 = 78%	

工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2② 工事番号 第2348010001号

(第2評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)		
2. 施工状況	II. 工程管理	a, b, c, d, e 判定 c 75%	○	1. 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	該当項目が90%以上 a(工程管理が優れている) 該当項目が80%以上～90%未満 b(工程管理がやや優れている) 該当項目が60%以上～80%未満 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%以上～60%未満 d(工程管理がやや不備である) 該当項目が30%未満 e(工程管理が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 c 評価以下とする。
			○	2. 資材・施工機械の搬入等において計画的な取り組みがなされ、工期内完成に寄与した。	
			○	3. 作業員の夜間、休日等の作業を少なくし、休日の確保に配慮していた。	
			×	4. 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が行われた。	
			○	5. 地域に行事等がある場合、適切な工程管理で地域住民への配慮がなされた。	
			○	6. 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルが回避された。	
			○	7. 施工条件等工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。	
			×	8. 地元調整を積極的に行い、工期内完成に寄与した。	
			該当なし	9. その他(理由: _____)	
			該当なし	10. その他(理由: _____)	
			該当なし	11. その他(理由: _____)	
			6 / 8 =75%		
	III. 安全対策	a, b, c, d, e 判定 c 78%	○	1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められた。	該当項目が90%以上 a(安全対策が優れている) 該当項目が80%以上～90%未満 b(安全対策がやや優れている) 該当項目が60%以上～80%未満 c(他の事項に該当しない) 該当項目が30%以上～60%未満 d(安全対策がやや不備である) 該当項目が30%未満 e(安全対策が不備である) ※評価対象項目数が2項目以下の場合 c 評価以下とする。
			○	2. 緊急時連絡表を作成して現場事務所等の見やすい場所に標示していた。	
			○	3. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいた。	
			×	4. 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっていた。	
			○	5. 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者には正報告していた。	
			○	6. 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮していた。	
			○	7. 災害防止(工事安全)協議会等を設置して1回/月以上活動し、記録が整備されていた。	
			×	8. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいた。	
			○	9. 長期にわたる休み期間中の安全管理体制が十分にとられていた。	
			該当なし	10. その他(理由: _____)	
			該当なし	11. その他(理由: _____)	
			該当なし	12. その他(理由: _____)	
			7 / 9 =78%		

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2⑤ 工事番号 第2348010001号

営繕用(電気通信)

(第2評定者)

考査項目	細別	技術力キーワード一覧(該当項目の「○」を選択)	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例	
4.高度技術	I. 高度技術 キーワード 評価	○技術固有の難しさへの対応	【施工難度】 下記の該当する項目が、高度技術で評価できる場合(該当する項目の左のプルダウンリストより○印を選択) ・実績の少ない設備を含む工事 ・特殊なシステムや設備を含む工事 ・歴史埋蔵文化財の保存施設等特殊施設	
		-		1.技術固有の難度が高い
		-		2.その他(理由:)
		○厳しい施工条件への対応		
	※1. 高度な技術力とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術を評価するものである。 ※2. 概略評価の記述にあたっては、具体的な評価技術力項目及び工事事例を参考とし、高度な技術力を記述する。	-	3.厳しい施工条件がある	
		-	4.その他(理由:)	
		○施工での対応		
		-	5.高度な技術を発揮した	
		-	6.災害防止等での臨機の処置	
		-	7.その他(理由:)	
		○改修工事での対応		
		-	8.利用並行改修での対応等	
-		9.既存部分との調整等		
-		10.その他(理由:)		
○その他				
-	11.その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評定する必要がある事項			
-	12.その他(理由:)			
評価点	0	点 ※評価内容により、必ず評価点を選択すること。	【高度技術の発揮】 施工にあたり下記の高度な技術を発揮した。(該当する項目の左のプルダウンリストより○印を選択) ・施工条件の変化に対応した施工上の自発的提案と対応等 ・困難な施工条件下で臨機の対応により事故等を未然に防いだ ・周辺住民等からの苦情や要望に対して配慮した ・現場環境の美化や労働環境改善への取り組みがあった ・既存施設を使用しながら行う改修工事 【その他】(該当する項目の左のプルダウンリストより○印を選択) ・その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術	
・高度な技術力は、加点評価とする。 ・加点は+10点~0点の範囲とする。 ・該当キーワード数と重みを勘案して評点する。 ・1項目2点を目安とするが、内容によってはそれ以下又は最大3点までの点数を与えてもよい。			記述評価【高度技術のキーワードの概略】○印を付したキーワード項目について、評価内容を概略記述	

工事成績採点の審査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2⑦ 工事番号 第2348010001号

(第2評定者)

審査項目	細別	判定項目	評価対象項目(「○」「×」「該当なし」から選択)	
7.社会性等	I. 地域への 貢献等	a, b, c	×	1. 地域の河川、海岸、湖沼等の環境保全を具体的に実施した。
			○	2. 地域が主催するイベントへ積極的に参加又は支援し、地域とのコミュニケーションを図った。
			○	3. 地域のゴミ拾い、道路清掃等ボランティア活動を行って地域社会に貢献した。
		判定	×	4. 地域の動植物の保護に具体的に取り組んだ。
		c	○	5. 地域での災害発生時等において、地域への援助・救援活動に取り組んだ。
		71%	○	6. 定期的に応報紙の配布や現場見学会の開催等を実施した。
		○	7. 学生等に対する教育活動又は発注者側における技術研修等に対応した。	
		該当なし	8. その他(理由: _____)	
		該当なし	9. その他(理由: _____)	
		該当なし	10. その他(理由: _____)	

該当項目が90%以上
a(地域への貢献等が優れている)
該当項目が80%以上～90%未満
b(地域への貢献等がやや優れている)
該当項目が80%未満
c(他の事項に該当しない)

※評価対象項目数が2項目以下の場合は
c評価とする。

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点评価する。

5 / 7 =71%

工事成績採点の考査項目別運用表兼プロセスチェックリスト

別紙-2⑧ 工事番号 第2348010001号

(第2評定者)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表(該当ある項目の「該当」を選択)																																																																		
8.法令遵守等	<p>1. 工事の施工にあたり、当該工事の関係者が下記適応事例[表-1]に該当したことによる下表[表-2]の措置があった場合に適用する。 ※1.「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ※2.「当該工事の関係者」とは、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は使用人の他、上記※1を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者を含む。</p> <p>2. 工事成績評定点の通知後に当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、郡山市工事成績評定要綱第8条(郡山市上下水道局工事成績評定要綱第9条)に基づき評定の修正を行うこと。修正を行う期間は、工事完成検査日から2年間とする。</p> <p>3. 適応事例と措置 [表-1] 適応事例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の市(市上下水道局)への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>10. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>11. 郡山市(郡山市上下水道局)元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>12. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>13. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>14. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>15. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>16. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>17. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>18. その他、郡山市(郡山市上下水道局)工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">【内容: 】</p> <p>[表-2] 措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">措置内容</th> <th style="width: 20%;">措置点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>1. 指名停止6ヶ月を超える</td><td style="text-align: center;">-20点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>2. 指名停止4ヶ月を超え6ヶ月以下</td><td style="text-align: center;">-15点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>3. 指名停止3ヶ月を超え4ヶ月以下</td><td style="text-align: center;">-13点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>4. 指名停止2ヶ月を超え3ヶ月以下</td><td style="text-align: center;">-10点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>5. 指名停止1ヶ月を超え2ヶ月以下</td><td style="text-align: center;">-8点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>6. 指名停止1ヶ月以下</td><td style="text-align: center;">-5点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>7. 文書注意</td><td style="text-align: center;">-3点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">-</td><td>8. その他(理由:)</td><td style="text-align: center;">-1点</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">○</td><td>9. 該当項目なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>	-	1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。	-	2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。	-	3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。	-	4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	-	5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。	-	6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	-	7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。	-	8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	-	9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の市(市上下水道局)への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。	-	10. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等	-	11. 郡山市(郡山市上下水道局)元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。	-	12. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。	-	13. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。	-	14. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。	-	15. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。	-	16. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。	-	17. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	-	18. その他、郡山市(郡山市上下水道局)工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。		措置内容	措置点数	-	1. 指名停止6ヶ月を超える	-20点	-	2. 指名停止4ヶ月を超え6ヶ月以下	-15点	-	3. 指名停止3ヶ月を超え4ヶ月以下	-13点	-	4. 指名停止2ヶ月を超え3ヶ月以下	-10点	-	5. 指名停止1ヶ月を超え2ヶ月以下	-8点	-	6. 指名停止1ヶ月以下	-5点	-	7. 文書注意	-3点	-	8. その他(理由:)	-1点	○	9. 該当項目なし	
	-	1. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。																																																																	
	-	2. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。																																																																	
	-	3. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																																																																	
	-	4. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																																																																	
	-	5. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄を行った。																																																																	
	-	6. 砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																																																																	
	-	7. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。																																																																	
	-	8. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																																																																	
	-	9. 入札前の調査資料又は低入札価格調査に係る資料若しくは契約締結後の市(市上下水道局)への提出資料等が虚偽であった事実が判明した。																																																																	
	-	10. 建設業法に違反する事実が判明した。Ex)一括下請けの禁止、主任技術者・監理技術者の専任義務違反、監理技術者の当該資格・有効期限等																																																																	
	-	11. 郡山市(郡山市上下水道局)元請・下請関係適正化指導要綱において「第6 下請代金支払い等の適正化」に示す下請代金の支払いを期日以内に行っていない。																																																																	
	-	12. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。																																																																	
	-	13. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。																																																																	
	-	14. 現場代理人は、現場に常駐していなかった。																																																																	
-	15. 監督または検査の実施にあたり、不誠実な行為により職務の執行を妨げた。																																																																		
-	16. 過失により工事を粗雑にしたと認められた。																																																																		
-	17. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																																																																		
-	18. その他、郡山市(郡山市上下水道局)工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に示す措置要件に該当する事実があった。																																																																		
	措置内容	措置点数																																																																	
-	1. 指名停止6ヶ月を超える	-20点																																																																	
-	2. 指名停止4ヶ月を超え6ヶ月以下	-15点																																																																	
-	3. 指名停止3ヶ月を超え4ヶ月以下	-13点																																																																	
-	4. 指名停止2ヶ月を超え3ヶ月以下	-10点																																																																	
-	5. 指名停止1ヶ月を超え2ヶ月以下	-8点																																																																	
-	6. 指名停止1ヶ月以下	-5点																																																																	
-	7. 文書注意	-3点																																																																	
-	8. その他(理由:)	-1点																																																																	
○	9. 該当項目なし																																																																		
	措置点数 0 点																																																																		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

営繕用（共通・第3評定者）

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	
3. 出来形及び出来ば	建築・電気・機械（共通）	<input type="checkbox"/> 出来形が特に優れている	<input type="checkbox"/> 出来形が優れている	<input type="checkbox"/> 出来形が特に良好である	<input type="checkbox"/> 出来形が良好である	<input checked="" type="checkbox"/> 出来形が適切である	<input type="checkbox"/> 出来形が適切でなく不適合に該当する	
I. 出来形		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。</p> <p>－ 9. その他〔理由：]</p>					<p><input type="checkbox"/> 1. 出来形が不適切であった為、工事請負契約書に基づく修補指示を検査員が行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. その他 []</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満・・・・ a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満・・・・ b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満・・・・ b'</p> <p>該当項目が60%未満・・・・・・・・・・ c</p>		<p>① 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。</p> <p>② □欄には、「評価対象項目」のうち、評価出来ればレを記入し、「評価対象外項目」は－を記入する。</p> <p>③ 削除項目（「評価対象外項目」）のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。</p> <p>④ 評価値（ %）＝（評価数（ ）／対象評価項目数（ ））×100</p>				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

営繕用（電気・第3評定者）

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	
3. 出来形及び出来ば		<input type="checkbox"/> 品質が特に優れている	<input type="checkbox"/> 品質が優れている	<input type="checkbox"/> 品質が特に良好である	<input type="checkbox"/> 品質が良好である	<input checked="" type="checkbox"/> 品質が適切である	<input type="checkbox"/> 品質が適切でなく不適合に該当する	
II. 品質	電気設備工事 通信設備工事	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 7. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 8. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p>－ 12. その他〔理由： _____ 〕</p>					<p><input type="checkbox"/> 1. 品質が不適切であったため、工事請負契約書に基づく修補指示を検査員が行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 2. その他 [_____]</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満・・・ a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満・・・ b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満・・・ b'</p> <p>該当項目が60%未満・・・・・・・・・・ c</p>						
		<p>① 目的物の品質の水準を評価すること。</p> <p>② 品質の対象は「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。</p> <p>③ □欄には、「評価対象項目」のうち、評価出来ればレを記入し、「評価対象外項目」はーを記入する。</p> <p>④ 削除項目（「評価対象外項目」）のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。</p> <p>⑤ 評価値（ % ） = （評価数（ ） / 対象評価項目数（ ）） × 100</p> <p>⑥ 建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>						

考査項目	工種	a	b	c	d	
3. 出来形及び出来ば		<input type="checkbox"/> 全体的な完成度が優れている	<input type="checkbox"/> 全体的な完成度が良好である	<input checked="" type="checkbox"/> 全体的な完成度が適切である	<input type="checkbox"/> 全体的な完成度が劣っている	
Ⅲ. 出来ばえ	電気設備工事 通信設備工事	<p>●評価対象項目</p> <input type="checkbox"/> 1. きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 2. 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> 3. 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> 4. 使用者への安全に対する配慮及び環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> 5. 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 - 6. その他〔理由： _____ 〕			<input type="checkbox"/> 1. 出来ばえが劣っている。	
		<p>●判断基準</p> <p>該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・・・・・・・ c</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>① 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。</p> <p>② 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。</p> <p>③ □欄には、「評価対象項目」のうち、評価出来ればレを記入し、「評価対象外項目」は-を記入する。</p> <p>④ 削除項目（「評価対象外項目」）のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。</p> <p>⑤ 評価値（ % ） = （評価数（ ） / 対象評価項目数（ ）） × 100</p> <p>⑥ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。</p> <p>⑦ 建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p> </div>				